



雪解の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

寒い日々が続きますので、ご体調にお気をつけてお過ごしください。

重要情報

1. 総則6項適用事案、国側敗訴続く

総則6項とは相続・贈与税の対象となる資産の評価を評価通達に縛られず国が自由に決定できる伝家の宝刀。1/17にも非上場株式につき通達で認められる評価を否定した国側の処分が、東京地裁で取消されました。

2. 帳簿記載の貸付債権は実在すると審判

被相続人による関係会社への貸付金は実在しないとして相続税申告に載せなかつた納税者の主張を、会社側の帳簿に14年間にわたり借入金が記載された事実を以て、斥ける裁判が下りました(広裁(諸)令5第7号)。

3. 改正後初の精算課税贈与申告に注意

R6年分から精算課税を選択する場合、基礎控除110万円以下のときは期限内に選択届出書のみ提出すれば良いですが、110万円超の場合は申告書とセット提出が必須です。評価ブレのある資産は0円申告書の提出が無難です。

元バックパッカー赤羽の旅団(バナ)



シルクロード横断！悠久歴史紀行(2008年)-3つづき

世界の人々がなぜ中国人をイメージだけで馬鹿にするのか。その悠久の歴史文化にそぐわぬ幼い品格が、かえって目立つからかもしれません。文化大革命が伝統を壊した結果、一気に若返ってしまったのでしょうか。中国人団体旅行者のマナー違反が取り沙汰されますが、かつての日本人もアジア諸国で品のないことをしていました。個人旅行をしている中国人はきちんと訪問先の社会を観察し、マナーを尊重する方が多いです。イメージどおりの中国の地方都市を訪ね郷に従つてみると、世話を焼きだけ馴れ馴れしそう、困った人は気にかけ、人に対する興味もあり、利己的ではない良心をたくさん感じました。人格を見下す要素などありません。中国人が悪いわけではなく自己流をヨソに持ち込むのが問題というだけです。そして革命後の新しい中国は、まだヨソ行きが苦手なだけのかもしれませんと、当時は思ったものです。

☆事務所からの連絡☆

確定申告期は、事務処理にお時間を頂戴します。ご理解ご協力のほど、お願い申し上げます。

3月のイベント

★確定申告期限等

所得税 3/17月 振替日4/23水

贈与税 " 納期限3/17月

個人消費税3/31月 振替日4/30水

弊事務所への資料提出は2月末まで(原則)にお願いします。

税金マメ知識

R7年度税制改正で、個人所得税の基礎控除と給与所得控除の引上げ、特定親族特別控除の創設が予定されています。基礎控除は合計所得金額が2,350万円以下の個人について10万円引上げ、給与所得控除は最低保証額を55万円から65万円に引上げ、合計で税金がかからない年収の壁を103万円から123万円にするというのが与党案。国民民主党は178万円までを主張しており、国会審議でどう折り合うかは注目です。特定親族特別控除は、19歳以上23歳未満の親族等につき、年収の壁を超えて親のほうで段階的な控除を認めるというもの。大学生の働き控え対策とされていますが、親の年末調整や確定申告時に、子の正確な年収把握が必要になってきます。税制の壁に過ぎず、社会保険の壁(106万円、中小企業は130万円)は手付かずです。結果、働き控え対策というよりは、所得税の単純減税という効果が大きいようです。

晩酌のじかん

わたしは料理も釣りも多少やるため、魚がさばけますが、生ごみの多さは困りもの。先日さばいた魚の中骨と真ん中で割ったお頭を30分弱火で揚げて骨せんべいにしてみました。これがなかなか酒に合います。油が臭くなるので何度か揚げ物に使った捨てる直前の油でやりましょう。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区

六角橋6-18-22コンフォート白楽1階

TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540

✉: <https://ksk.red/>

✉: tax.akahane@ksk.red